

## 出願人引用及び審査官引用と発明の私的価値：日本特許からの証拠

一橋大学大学院 前田高宏  
東京経済大学教授 長岡貞男

2016年 4月 18日

発明の保護と開示は特許制度の根幹であり、開示は研究開発の重複排除と累積的な研究開発の発展に非常に重要である。特許制度は、特許出願された発明自体の開示に加えて、発明の新規性や進歩性を評価するための従来技術の情報(以下引用文献)も開示している。従来技術の開示は、審査官が特許審査の一貫で行うとともに、出願人(発明者)も特許出願書類の明細書の中でこれを行っている。日本の場合は、従来は先行技術の開示は出願人に義務ではなかったが、2002年より義務化されている。

先行文献としての被引用件数が多いことは多くの関連発明がなされたということであり、多くの先行研究が示すように、発明が商業的な価値も高いことを示唆していると考えられる。ただ従来の研究の大半は出願人引用及び審査官引用の区別を行っていないか(米国特許による研究)、審査官引用のみによる研究である(欧州特許庁の特許による研究)。発明者引用と出願人引用は、引用できる文献の範囲、引用の動機が異なり、発明の私的な価値への予測力は異なると考えられる。例えば、出願人による”**Strategic citation**”(例えば競争企業の発明を引用しない)が重要であれば、出願人引用の有用性は低いと考えられる。両者を識別した米国の先行研究 (Hegde, D., & Sampat, B. (2009))は、審査官引用の方が発明者引用よりも予測力が高いという結果を得ており、その原因としては審査官引用の頻度は排他性を反映していると推測をしている。しかし、この先行研究は、審査官引用と比較して発明者引用は長期間に渡って発生するという引用の発生メカニズムの差を反映していないという問題がある。この制約を克服するとともに、発明者引用の源泉を更に、自己引用、競争企業による引用、非競争企業による引用に分割して、特許の私的な価値の予測力を検証するのが本研究プロジェクトの目的である。本研究では、まず審査官引用の全体と出願者引用の全体が特許の私的な価値をどの程度予測するかを分析する。

分析には、人工生命研究所の内藤祐介氏が一橋大学イノベーション研究センターにおいて作成した研究用特許データベースを利用し、特許の私的価値を代理する特許の更新データと特許の発明者被引用数・審査官被引用数などの特許の属性を用いた回帰分析を行った。

その結果、特許の被引用数は、審査官引用も発明者引用も当該特許の将来の更新確率に強い影響を与えることが判明した。出願直後の引用は両者とも同様に強い説明力を持っている。他方で、出願から5年後から10年以内の審査官被引用数は、出願者引用と比較して将来の特許更新確率に大きな影響を与えていることも判明した。